

三山小学校 PTA 会則改正

現行	改正
第 7 条 会費は、会員 1 世帯につき年額 2,400 円とし、 <u>保護児童の家庭はこれを免除する。</u>	第 7 条 会費は、会員 1 世帯につき年額 2,400 円とする。
第 13 条 役員 <u>の任期は 1 年、会計監査については 2 年とする。</u>	第 13 条 役員 <u>及び会計監査の任期は 2 年とする。</u>
第 17 条 本会の機関は、総会、役員会、運営委員会、 <u>学級委員会、学年委員会及び美化、広報、環境、バザー実行の各専門委員会とする。</u>	第 17 条 本会の機関は、総会、役員会、運営委員会並びに <u>美化、広報、環境、バザー実行、ベルマークの各専門委員会とする。</u>
第 23 条 運営委員会は、役員、 <u>学級委員、専門委員</u> 並びに校長、教頭、教務を以て構成する。	第 23 条 運営委員会は、役員、専門委員並びに校長、教頭、教務を以て構成する。
第 25 条 1 <u>学級委員会は、各学級の保護者会員と学級担任で構成し、学級委員長 1 名を選出する。</u> 2 <u>学級委員会は、学級 P T A 活動の企画運営にあたる。</u> 第 26 条 1 <u>学年委員会は、当該学年の各学級委員長及び各学級担任を以て構成し、学級委員長の中から学年委員長 1 名選出する。</u> 2 <u>学年委員会は、学年主任と緊密な連絡のもと、学年の P T A 活動の企画運営にあたる。</u>	第 25 条及び第 26 条 <u>削除</u> (以下、条番号繰上げします。)
<u>(新設)</u>	第 25 条 <u>3⑤ベルマーク委員会は、ベルマークに関する企画運営にあたる。</u>
(役員選出細則) 第 1 条 本細則は、会則第 27 条により、第 1 1 条に基づき役員の選出について必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 本細則は、会則第 25 条により、第 1 1 条に基づき役員の選出について必要な事項を定めるものとする。